

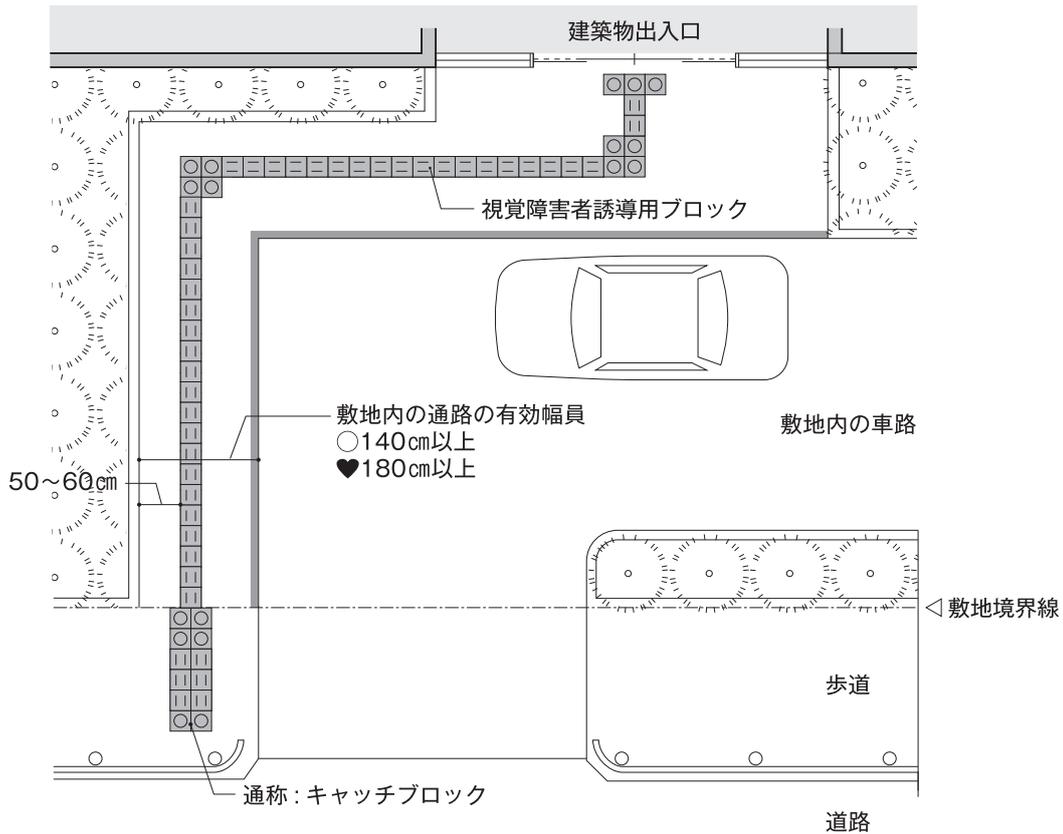
基本的な考え

敷地内の通路とは、道等から建築物の出入口までの屋外の通路を指しています。全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう手すり等を設置し、最低1以上の経路は、移動等円滑化経路として段を生じないようにする必要があります。

また、敷地内に車路がある場合は、敷地内の通路と交差しないような配置とすることや、車路に転落しないよう手すりを設置するなどの配慮が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	2-1 2-2
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	同左(ただし、視覚障害者移動等円滑化経路に限る。)	2-2
(7)	段の上端及び下端に近接する部分	段の上端に近接する部分(ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通省が定める部分を除く。)	2-2
(1)	車路に近接する部分	同左	
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	同左	2-2
(7)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	2-2
a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	2-2 6-2
b	手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-2 6-6
c	握りやすい形状とすること。	同左	6-5
d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-5 6-6
(1)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする事。	同左	6-4
(ウ)	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	6-1 6-4

図 2-1 敷地内の通路の整備例



滑りにくい仕上げ

整備基準 2-(1)-ア

- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとする。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工する。

敷地内の通路の端

整備基準 2-(1)-ウ-(イ)

- ♥ 高低差の生じる場合は、手すりの設置や、その前後に色等の対比により変化をつけることが望ましい。

キャッチブロックの敷設

整備基準 15-(1)

- 歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、別途、道路管理者（土木事務所等）との協議が必要となる。

移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

有効幅員

整備基準 2-(2)-ア

- 車いす使用者と歩行者が対面してすれ違うことができ、また、車いすが180度方向転換できる寸法として、手すりがあればその内法で140cmを確保する。
建築物内の廊下等の有効幅員との整合を図る。
- ♥ 道等から直接地上へ通ずる出入口に至る敷地内の通路の有効幅員は、車いす使用者同士が対面ですれ違うことができるよう有効幅員180cm以上とすることが望ましい。

車いすが転回できる場所

整備基準 2-(2)-イ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

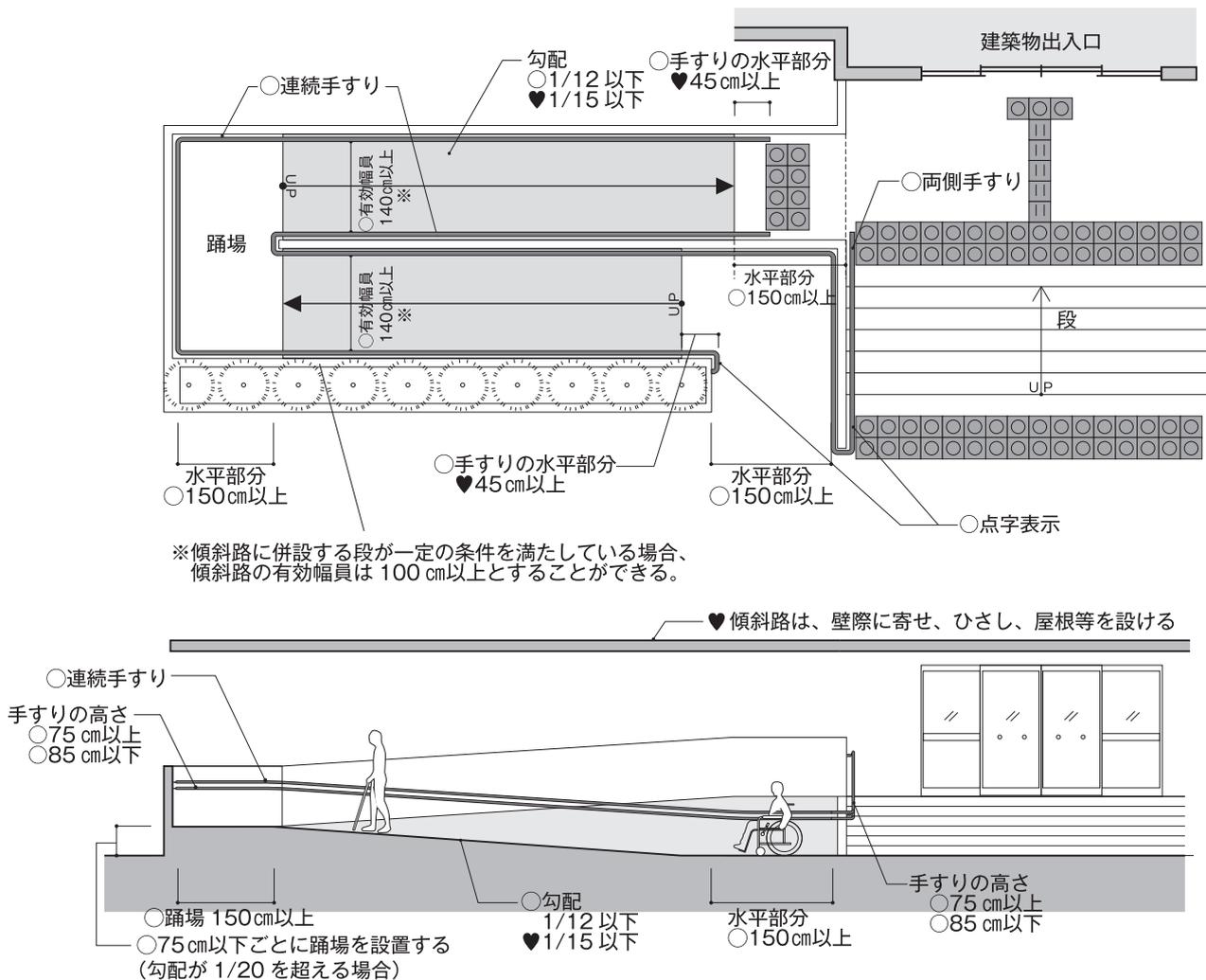
戸の構造

整備基準 2-(2)-ウ

⇒「4 出入口」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図	
Ⅰ	(I) 回り段でないこと。	同左	6-3	
	(カ) けこみ板を設けること。	同左	6-1、6-4	
	(カ) 段鼻には、滑り止めを設けること。	—	6-4	
	Ⅱ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
		(7) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	同左	2-2 2-2 7-1
		a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-2
		b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1
	c 握りやすい形状とすること。	同左	6-5	
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-5 6-6	
	(1) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	同左	7-1	
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	2-1 2-2		
ア 幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	7-1		
イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左			
ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左			
Ⅲ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左		
	(7) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。	同左	2-2 2-2 7-1	
	a 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、75センチメートル以上とすること。	7-2	
	b けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	7-2	
	c 踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	7-2	
(1) 勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	2-2 7-1		

図 2-2 敷地内の通路の整備例（傾斜路と段を設けた例）



段の構造

整備基準 2-(1)-ウ

⇒「6 階段」を参照

手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(ア)、2-(1)-エ-(ア)

⇒「6 階段」を参照

傾斜路の構造

整備基準 2-(1)-エ

⇒「7 傾斜路」を参照

点状ブロック等の敷設位置

整備基準 2-(1)-イ

- 段や傾斜路がある場合、段の上下端や傾斜の上端の付近に点状ブロック等の敷設が必要となる。

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

段に併設する傾斜路の幅員

整備基準 2-(2)-エ-(ア)、7-(2)-ア

- 移動等円滑化経路に段がある場合は、傾斜路等が必要となる。
- 傾斜路の有効幅員は、手すりの内側で140cm必要となる。ただし、併設する段が、有効幅員120cm以上（手すりの出幅が10cm以下の場合、段の有効幅員に含まない。）、けあげ18cm以下、踏面26cm以上の場合、傾斜路の有効幅員を手すりの内側で100cmとすることができる。

排水溝のふたの構造

整備基準 2-(2)-カ

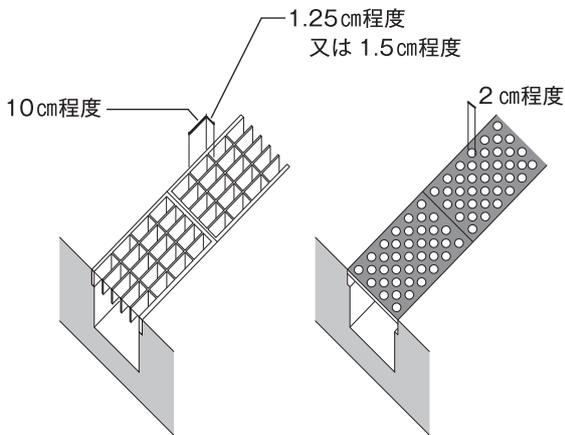
- ♥排水溝は、移動等円滑化経路であるか否かにかかわらず、通行の妨げになる場所には設けないことが望ましい。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(ウ)	高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	2-2
(I)	(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左。 ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	2-2 7-1
(オ)	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	2-2 7-1
オ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	同左	2-2
カ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。	同左	2-3
(3)	道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	令第18条第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第1項第1号における「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。	

(参考：関連条文) 政令第16条、政令第18条第2項第7号・第3項、政令第21条第2項、平成18年告示第1497号第5、規則別表第1の2(2の項)、規則別表第5(2の項)

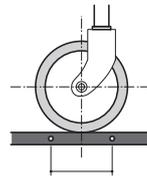
図 2-3 排水溝の整備例

車いすの前輪が落下しない排水溝のふた



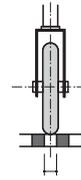
車いすの前輪が落下しない配慮寸法

車いすの前輪の大きさ



10 cm程度の溝

手動車いす



ピッチ 1.25 cm ~ 1.5 cmの溝

電動車いす

